

第 5 章

災害対策本部の 対応と検証

5.1	災害対策本部及び災害対策本部会議	84
5.2	各部署の対応と検証	86
5.2.1	総務部危機管理課（災害対策本部事務局）	86
5.2.2	総務部・市長公室	87
5.2.2.1	庶務班（市長公室、総務課）	87
5.2.2.2	財政班（財政課）	88
5.2.2.3	企画情報班（企画情報課）	89
5.2.3	市民環境部	90
5.2.3.1	調査班（税務課、納税課）	90
5.2.3.2	生活環境班（生活環境課）	91
5.2.4	保健福祉部	93
5.2.4.1	福祉班（福祉課、高齢者福祉課、 地域包括支援センター、生活支援課）	93
5.2.4.2	保健班（保険健康課）	95
5.2.5	産業経済部	97
5.2.5.1	農林・調査班（農林課、国土調査課）	97
5.2.5.2	商工観光班（商工観光課）	98
5.2.5.3	水産班（水産課）	98
5.2.6	建設部	100
5.2.6.1	建設班（建設課、技術管理室）	100
5.2.6.2	都市整備班（都市整備課）	100
5.2.6.3	建築住宅班（建築住宅課）	101
5.2.7	教育委員会	102
5.2.7.1	学校班（教育総務課、学校教育課）	102
5.2.7.2	生涯学習班（生涯学習課、文化・スポーツ課、人権啓発課）	102
5.2.8	各支所	104
5.2.8.1	吉田・総務班（吉田支所）	104
5.2.8.2	三間・総務班（三間支所）	104
5.2.8.3	津島・総務班（津島支所）	105
5.2.9	水道局	105
5.2.9.1	給水班（給水課）	105
5.2.9.2	業務班（業務課）	107
総括		108

第5章 災害対策本部の対応と検証

5.1 災害対策本部及び災害対策本部会議

7月5日9時14分の大雨警報（土砂災害）の発表を受け、災害に迅速かつ的確に対応し、市民の安全を確保するため、同時刻に宇和島市地域防災計画に基づき、市長を本部長とし、総務部危機管理課を事務局とする「宇和島市災害対策本部」を設置しました。

また、災害対策本部では、各部ごとに対策班が編成されており、災害対策本部会議において、被害の状況や各班の進捗状況を情報共有するとともに、災害応急対応等における重要事項等について協議・決定をしました。

さらに、当初からの各部の班体制では活動が縦割りとなる面があったことから、機動的な対応ができるよう、地域防災計画の運用を見直し、7月21日から業務のカテゴリーごとにチーム・班を再編し、災害応急対応に従事しました。

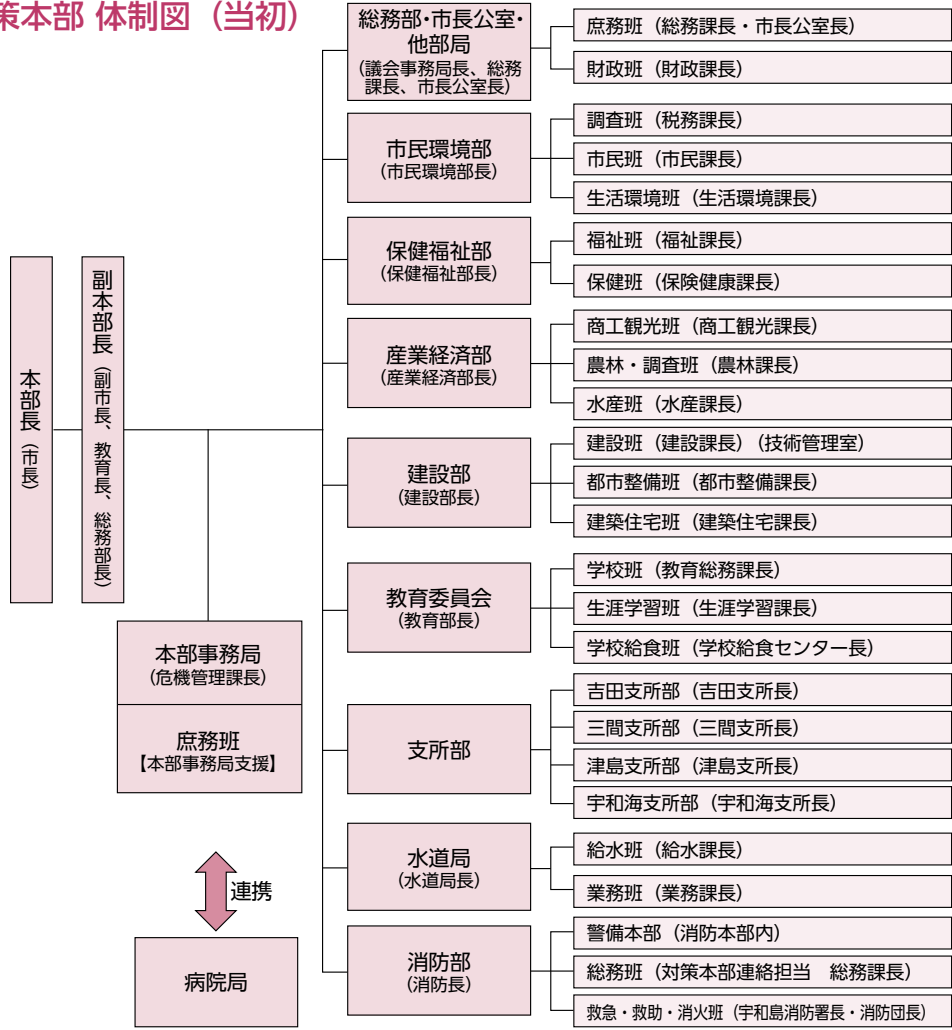
なお、今回の災害対応の教訓・課題等を踏まえ、令和元年8月に宇和島市地域防災計画の改定を行い、災害対策本部の体制の見直しを行いました。

宇和島市災害対策本部 活動体制

※災害想定：平成25年12月愛媛県地震被害想定調査結果（南海トラフ巨大地震：陸側ケース）
※令和元年8月現在の組織体制

業務カテゴリー	チーム名	構成部	構成班	
総合調整	本部運営チーム	総務部	災害対策本部事務局	
		総務部・市長公室・他部局	庶務班	
		保健福祉部	福祉班	
	受援・配置調整チーム	総務部	災害対策本部事務局	
		総務部・市長公室・他部局	庶務班	
		産業経済部	商工観光班	
		水道局		
	広報・報道チーム	総務部・市長公室・他部局	庶務班	
	救出・救助チーム	消防部	警備本部	
			総務班	
			救急・救助・消火班	
		総務部	災害対策本部事務局	
		総務部・市長公室・他部局	庶務班	
		市民環境部	市民班	
	総務・財政チーム	総務部	財政班	
総務部・市長公室・他部局		庶務班		
被災者支援	避難所・物資チーム	教育委員会	生涯学習班 学校班 学校給食班	
		保健福祉部	福祉班 保健班	
		産業経済部	農林・調査班	
		総務部	財政班	
		総務部・市長公室・他部局	庶務班	
		保健福祉部	福祉班	
		総務部・市長公室・他部局	庶務班	
	生活再建支援チーム	保健福祉部	福祉班	
		総務部・市長公室・他部局	庶務班	
被災者支援	生活再建支援チーム	市民環境部	調査班 市民班	
		建設部	建築住宅班 都市整備班	
		産業経済部	商工観光班	
	保健・医療・衛生・要配慮者対応チーム	保健福祉部	保健班 福祉班	
		市民環境部	生活環境班	
		病院局		
	遺体取扱チーム	市民環境部	生活環境班 市民班	
		保健福祉部	保健班	
	応急対策	公共インフラ等対策チーム	建設部	建設班 都市整備班 建築住宅班
産業経済部			農林・調査班 水産班	
水道局				
総務部・市長公室・他部局			庶務班	
経済再建支援チーム		産業経済部	商工観光班 農林・調査班 水産班	
廃棄物対策チーム		市民環境部	生活環境班	
		産業経済部	農林・調査班 水産班	
		建設部	建設班 都市整備班	
支所部	支所チーム	吉田支所部 三間支所部 津島支所部	総務班 情報班 応急対策班 消防・救助班	
		宇和海支所部	宇和海支所班	

宇和島市災害対策本部 体制図 (当初)



宇和島市災害対策本部 (運用変更後)

業務カテゴリー (担当)	構成部	構成班
災害対策本部の組織・運営 (危機管理課長)	総務部	本部事務局 庶務班
	—	庶務班
応援要請・受入れ (総務部長、保健福祉部長)	総務部	庶務班 本部事務局
	保健福祉部	福祉班
被害情報の収集 (危機管理課長)	総務部	本部事務局
災害情報の伝達 (危機管理課長)	総務部	本部事務局 支所班
広報活動 (市長公室長)	—	庶務班
災害相談窓口 (保健福祉部長)	保健福祉部	福祉班
被害認定調査、 罹災証明書の発行 (市民環境部長)	市民環境部	調査班 市民班
	保健福祉部	保健班 福祉班
医療・衛生・要配慮者 対応 (保健福祉部長、市民 環境部長)	市民環境部	市民班 生活環境班
	総務部	本部事務局
	保健福祉部	福祉班
避難所・物資供給の対 策 (教育長、保健福祉部 長、産業経済部長、財 政課長)	教育委員会	生涯学習班 学校班
	総務部	財政班
	保健福祉部	福祉班
	保健福祉部	農林・調査班

業務カテゴリー (担当)	構成部	構成班
教育 (教育部長、保健福祉部長)	保健福祉部	福祉班
	教育委員会	学校班
建物、宅地等への対応 (建設部長、保健福祉 部長、市民環境部長)	建設部	都市整備班 建築住宅班
	保健福祉部	福祉班
	市民環境部	生活環境班
廃棄物の処理 (市民環境部長)	市民環境部	生活環境班
公共インフラ被害の応 急処置等 (建設部長、水道局長、 総務部長、産業経済部 長)	建設部	建設班 都市整備班
	産業経済部	農林・調査班 水産班
	水道局	給水班 業務班
	総務部	庶務班 財政班
生活再建支援、給付、 福祉 (総務部長、保健福祉 部長、市民環境部長、 産業経済部長)	保健福祉部	福祉班
	総務部	財政班
	—	庶務班
	市民環境部	調査班 市民班
避難所・物資供給の対 策 (教育長、保健福祉部 長、産業経済部長、財 政課長)	産業経済部	農林・調査班 商工観光班
	総務部	財政班
予算執行 (財政課長)	—	協力班
	保健福祉部	福祉班

5.2 各部局の対応と検証

ここでは平成30年7月豪雨により各部局（※）が7月31日までの災害応急対応に従事した班の業務の主な内容と、それに対する課題等について記載しています。

なお、今回の災害において該当する業務がなかった部署は、他の班の応援業務に従事しているほか、途中で災害対策本部内のチーム・班を再編成したため、各部局で従事した際の応急対応の内容が再編前と再編後のものが混在しています。

※平成30年7月現在の組織体制

5.2.1 総務部危機管理課（災害対策本部事務局）

総務部危機管理課は災害対策本部事務局として、防災関係機関との連携を図りながら、災害対応に関する迅速な意思決定のために必要な情報収集及び報告を行うとともに、災害対策本部会議で決定した事項等について各班との情報共有を図るなど、調整役として災害対応にあたりました。

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
5日	災害対策本部設置、避難所開設 ●警報発表に合わせた災害対策本部設置及び避難所の開設
6日	避難勧告発令（津島）、注意喚起 ●大規模な土砂災害を想定して、通常は開設していない小学校の上層階（2～3階）を避難所として開設した ●消防団による巡回と避難の呼びかけ ☑市民の避難意識を高めるためにも、早い段階で「避難準備・高齢者等避難開始」の発令を検討すべきであった
7日～	注意喚起、避難勧告発令（市全域） 避難勧告発令（須賀川周辺） ●6:25に注意喚起放送 ●9:00の避難勧告発令（須賀川周辺）は、住民へ消防団からの周知（立ち退き避難、垂直避難）に併せて発令した事により、混乱がなかったと思われる ※平成17年に避難勧告を発令した際は、約1万人の避難者が一部の避難所に集中し大混乱となった ☑7:00の市内全域の土砂災害警戒区域等に対する避難勧告は、6:28の記録的短時間大雨情報の発表に基づき発令したが、既に凄まじい豪雨が降っている状況であった。早い段階で発令すべきであった ☑より強く市民の避難を促すために「避難指示（緊急）」を出すことも検討すべきであった ☑吉田地区、高光地区等で発生した洪水被害に対する避難情報の発令ができなかった ①被害情報の収集 ②防災関係機関との連携 ●①消防団による現場確認による状況把握。吉田支所の状況がわからなかったが、LINEの写真で状況把握できた ●②自衛隊（宇和島事務所）へのリエゾン要請や海上保安部等との連携がスムーズに行えた ☑被害情報等の集約・公表に時間を要した ☑災害発生直後から電話対応に追われ、本来行うべき災害業務に支障をきたした ☑災害対策本部会議室、災害対策室等の未整備により、各災害対策班間の情報連携が十分に行えず、防災関係機関及び他市町村からの支援職員等の執務室が不足した
8日～	被害状況の把握、調査 ☑災害の情報が吉田支所に集中したが、応援職員を派遣できなかった 応急対応 ●消防団員が重機を使用したことで災害活動業務が効率よくできた ☑消防団員が重機を直接レンタルしたが、報告漏れにより、後に管理が難しくなった
9日	避難勧告解除 避難所開設・運営 ☑避難所ごとの運営マニュアルが未策定であり、避難所の運営が混乱した ☑避難所への物資の供給の遅延 ☑避難所運営に職員を配置することでの負担増加
11日	災害協定スカイジョイントへ災害調査を要請 ●吉田浄水場の被災状況を安倍総理へ説明する際にドローン空撮動画を活用 ●その他にも災害状況の調査に有用 市民への情報提供 ●FMがいやへ市民への情報放送の要請 ☑臨時災害放送局への移行をしなかった ボランティアセンターの開設支援 ☑ボランティアセンターの設置運営に関する協定が未締結だった（年度内に締結済）
～14日	人的支援・救援物資の受入れ ☑人的支援・救援物資供給に対して計画等が未策定だった 仮設トイレの設置 被災者生活再建システム ☑被災者生活再建支援システムが導入されていたが十分に活用できない状態だった（被災者台帳の作成は必須） 救助活動に従事した消防団へのこころのケア ☑事務局の業務が膨大となるため、方面隊事務局からの連絡が遅くなった 防火水槽等の復旧 ☑図面がなく正確な設計を作ることが困難だった
21日	地域防災計画の運用見直し

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

検討すべき事項

- ▶ 7月7日に全市の土砂災害警戒区域等に対して発令した避難勧告は、既に豪雨が降りだしている状況であった。今後は、雨が降り出す前から、避難が進められるように、市民の皆様様に精度の高い前倒しの情報提供を行うとともに、実効性のある発令のあり方について、検証や見直しが必要。
- ▶ 吉田地区、高光地区等で発生した洪水被害は、河川浸水想定区域図が作成されていなかったことと、判断基準となる水位計等の設置がなかったため、避難情報の発令ができなかった。
- ▶ 災害対策本部（本部室、執務スペース）が狭小であったため、一堂に会して災害対応業務にあたることができず、災害関連情報の一元的な把握等が困難となる状況が生じた。
- ▶ 部・班によって、業務量に差があった。特に、物資の調達・搬送、応急給水等の対応において、人員の不足から一部の職員に過度の負担が生じた。

対応策・改善策

- ▶ 国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、宇和島市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定を随時行う。また、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、市民の避難行動等を支援する。
- ▶ 避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達を行う。
- ▶ 気象台の情報を基本として、宇和島市に特化した民間の気象情報を参考に、より迅速な情報を得ることで、より早く適切な避難勧告等の発令を目指す。

- ▶ 避難勧告等の対象となっている水位周知河川に追加された、立間川、三間川、若松川について、洪水浸水想定及び水位計に基づき発令基準を設定していくとともに、それ以外の河川についても対応を定める。
- ▶ 災害対策本部の本部事務局及び災害対応において関係する部・班の情報共有や連携強化を図り、速やかな判断が可能となるように、災害対策本部室・執務スペースの確保を検討する。
- ▶ 本庁舎の耐震整備に合わせて、災害対策本部室・執務スペースの確保予定。
- ▶ 市民の防災意識高揚を目指し整備を予定している防災センター内に、災害対策本部室・執務スペースを確保予定。
- ▶ 業務カテゴリーごとのチーム体制としての災害対策本部の分掌事務を地域防災計画にも位置付け、職員への周知・徹底を図る。また、分掌事務を基本としながら、庶務班を中心に各部の総合調整や協力班の配置を行うなど、柔軟な活動体制をとることとする。更に、発災からのフェーズを3段階の期間に分けて業務を整理してより効率的な対応を目指す。

効果的な取組み等

- ▶ 災害対策本部の活動体制を業務カテゴリーごとに整理することで、各部・班の役割分担の明確化や連携を促すことにつながった。
- ▶ 二次災害緊急避難計画の策定等により、市民の安全確保に努めた。吉田地区全自治会長への説明や広報の折込チラシによる全世帯への配布を実施し、市民への周知に努めた。

5.2.2 総務部・市長公室 ※支所は別記

総務部及び市長公室は庶務班・財政班・企画情報班として、災害対策本部長の秘書や知事、他市町などへの応援要請など、各部の総合調整に関する業務を担いました。また、災害広報や救援物資・義援金の受入れなどについても担当しました。

5.2.2.1 庶務班（市長公室、総務課）

本部長秘書、知事及び他市町への応援要請

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
<p>～31日 市長指示の集約・整理・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早朝ミーティングの実施 ●市民向け市長メッセージの発表（宇和島ケーブルテレビ、FMがいや） <p>人的受援対応、職員配置調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援自治体との連絡・調整について、迅速かつ的確な対応を心掛けた ●着任・帰任（主に帰任）時における理事者からのお礼 <p>☑受援担当の人手が足りなかったこともあるが、支援自治体職員の意見・感想等を十分に聞くことができず、受援体制等の見直しに活かすことができなかった</p>	<p>～31日 受援調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カウンターパート方式による応援職員の受入れ ☑自治体からの応援職員に対する受援体制が整っていなかった <p>応援職員同士の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑応援職員同士の引き継ぎがうまくできなかった

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
7日	情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ●HP災害対応版への変更、他課から原稿を預かりHP・SNS更新 ☑平時からのSNS活用 FMがいや災害関連放送 <ul style="list-style-type: none"> ●FMがいやが放送データを録音して対応したので職員の負担軽減につながった
9日	ふるさと納税寄附支援 <ul style="list-style-type: none"> ●ふるさとチョイス災害支援専用窓口を開設 被災者支援メニューの情報整理 <ul style="list-style-type: none"> ●1年前に豪雨災害で被災した朝倉市の広報紙から読み取れる今後1年間で当市も取り組むべき復旧・復興支援メニューや情報発信すべき事項を整理した
10日	被災者支援 <ul style="list-style-type: none"> ●無料入浴・シャワー施設の周知 ●温泉施設までの無料送迎バスの周知
11日	広報うわじま号外の発行 <ul style="list-style-type: none"> ●災害かわら版を作成し被災者に必要な情報等を紙で配布 ☑HP公開
～14日	窓口業務対応マニュアル作成 <ul style="list-style-type: none"> ●国、他市の状況を参考としたマニュアルの作成、関係部署への周知 ☑窓口マニュアルの作成は行ったが、相談窓口の一本化ができなかった 災害相談窓口対応マニュアルの作成 <ul style="list-style-type: none"> ●市HPにおいて各部署が災害による支援情報を迅速に掲載していたため、支援の内容を円滑に吸い上げることができた ●内閣府作成の「復旧・復興ハンドブック」は支援内容を整理するにあたって非常に役に立った ☑災害救助法の概略については最低限把握しておくべきであった

市民からの被災通報、苦情等の対応

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
8日	本部での電話対応 <ul style="list-style-type: none"> ●地図の掲示 支所の情報整理 <ul style="list-style-type: none"> ●ホワイトボードに列記 ☑本庁や本部との情報共有



広報うわじま号外の「がんばろう! 宇和島」で、復旧・復興に向けた取組みや活動を発信

5.2.2.2 財政班 (財政課)

災害救助救援物資の受入れ・配分

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
6日	支援物資受入れの電話対応 <ul style="list-style-type: none"> ☑発災当初から一定期間は、支援の電話件数が膨大で対応に苦慮した
9日	支援物資の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ☑受入体制が整う前であったため、物資の整理、把握が間に合わない状況にあった
11日	集配センター立上げ <ul style="list-style-type: none"> ●JAえひめ南宇和島共選場を早期に借りられた ☑大量に集まった支援物資の整理、搬出等に苦慮した 物資の受入れ・配送 <ul style="list-style-type: none"> ●ヤマト運輸(株)に委託することができ、大量の支援物資の受入れ、避難所への配送が集配センターを拠点に農林班と連携しスムーズに行うことができた ☑物資の在庫管理に課題

車両の調達、義援金の受入れ・配分

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
11日	車両の確保、管理 保険管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ●愛媛県の支援により全国各地からリース車両を確保することができた ☑浸水被害を受けた公用車もあり、通常業務に加え災害対応車両の確保が困難であった 義援金の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ●近隣他市の対応状況の把握 ☑愛媛県との情報交換等が上手く図れなかった

5.2.2.3 企画情報班（企画情報課）

公共交通機関、ライフライン、通信機関の被害情報の収集・把握等

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）

<p>9日 市内公共交通の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑市営コミュニティバス以外についても行政連絡放送等で運行情報の周知ができれば良かった <p>情報インフラの状況把握、復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ●異常監視装置による光ケーブル破損箇所の特定 ●指定管理者による光ケーブル等通信材料の予備の保有 ☑道路が寸断され、被災地への到着が遅れ、災害状況の把握に時間を要した 	<p>～31日 自衛隊との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発災2日目から複数体制で対応 ☑想定外の対応が多く、担当者の力量によるところが多かった
--	---



自衛隊が到着。被災者救助、瓦礫撤去、物資輸送、給水・給食・入浴支援などさまざまな支援活動を行った

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.2.1 庶務班（市長公室、総務課）

本部長秘書、知事及び他市町への応援要請

検討すべき事項

- ▶ 応援職員の人員配置等が円滑に行われなかった面（各課の要望と実態に差があり余剰員の発生等）がみられた。
- ▶ 応援職員が短期で交代することがあり、引継ぎ等の負担が生じた。
- ▶ 応援職員に対して、執務スペースや物品等の確保、依頼事項の整理等が遅れた。

対応策・改善策

- ▶ 防災関係機関（自衛隊、警察、海上保安部、消防等）との平時から顔の見える関係性作りに努め、連携強化を図る。
- ▶ 災害が発生した際の救助機関や他の地方公共団体からの応援職員等の支援の受入れに向け、基本的な体制や手順、受入施設等を定める受援計画の策定を図る。
- ▶ 愛媛県及び県内市町で締結している「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき、カウンターパートとなる市町との平時からの関係性の構築に努める。

効果的な取組み等

- ▶ 災害対応を経験した他自治体からの応援が効果的であった。
- ▶ 企業等から災害支援職員（災害サポーター）の受入れが効果的であった。

災害広報・広聴

検討すべき事項

- ▶ FMがいやと宇和島ケーブルテレビで発信していたが、山間部等に住む市民の一部から聴こえにくい（入りにくい）との指摘があった。
- ▶ 保健師の各戸訪問にあわせて災害かわら版を配布したが、広範囲にわたって被災した場合に、配布方法等が困難になると想定される。
- ▶ 市としての対応方針等が決定できていない状況で、担当課にマスコミの取材が来たといった状況があった。

対応策・改善策

- ▶ 初期段階から多様な情報伝達手段を用いた情報発信体制を確立しておく。
- ▶ 臨時災害放送局の開設についての具体的な運用方法の検討を行う。
- ▶ 災害発生後、速やかにふるさと納税に係るポータルサイトの開設を行う体制を構築しておく。
- ▶ マスコミ対応の窓口の明確化を図るとともに、対応マニュアル等の作成を検討する。

効果的な取組み等

- ▶ 8月からSNSによる情報発信を本格化するなど、多様な情報伝達手段を活用した。

5.2.2.2 財政班（財政課）

車両の調達、義援金の受入れ・配分

対応策・改善策

- ▶ 速やかな義援金の受入体制の構築に向け、金融機関等との事前協議を行っておく。
- ▶ 義援金の受入れ・配分に伴う手順やスケジュール、管理・共有方法を検討しておく。

5.2.3 市民環境部

市民環境部は主に調査班として、現場職員や市民への聞き取りによる被害状況調査、住家の被害認定、罹災証明書の交付などを担当したほか、生活環境班として消毒液の手配や配布、災害廃棄物仮置場の選定・管理、仮設トイレの設置などの衛生・防疫に関する業務を担当しました。

5.2.3.1 調査班（税務課、納税課）

家屋被害状況調査

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
9日	<p>被災状況の下見</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地図と紅白棒（ポール）のみで大浦地区周辺を確認 ☑罹災基準の確認を行わないまま下見を行っていた点 <p>被害状況調査、災害家屋調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑浸水深が分かりづらい写真の撮り方をしていた <p>住家の被害認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現場職員への被災箇所の聞き取り ☑被災箇所が多すぎたため災害情報システムが機能しておらず被災場所が不明だった ☑「被害があったか」の確認は災害情報システムで把握すべきことであり、最低限度の人員で行うべきだった
10日	<p>被害状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民からの聞き取り調査 ☑一帯が浸水した地域などでは、全件調査が必要だったにも関わらず、被害のあった家屋のみ調査表を作成し、報告を行っていた ☑状況写真が不十分で再調査が必要になった
11日	<p>被害状況調査班のフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早い段階で調査に必要な材料がある程度揃っていた ☑調査入力用データの作成、フォロー班での役割分担 ☑調査班が作業するために、必要なスペースや物品の確保、依頼する業務の整理ができていなかった
11日	<p>住家の被害認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模なブロックごとの調査 ☑人員の効果的な運用ができなかった
～14日	<p>被害状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●応援職員による調査班編成 ☑罹災証明の調査確認処理のポイントが不十分で、再調査に回るものがあった ☑罹災証明書発行に伴う現地調査の経験がなく、現地で簡易な研修を受けただけで他市、他県の応援職員を同行しての調査となり、当初困惑することが多かった ☑人員の効率的な運用ができなかった
～21日	<p>行政書士会や不動産鑑定士協会、土地家屋調査士会への応援要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不動産鑑定士同行による再調査及び二次調査の実施 <p>非木造家屋調査（熊本県からの支援自治体職員の受入れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近隣自治体での調査研修、災害調査経験のある職員の応援（熊本県など）
～31日	<p>非木造家屋調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑発災から調査までに時間がかかり市民に不満・不信感を抱かせた

罹災証明書の発行

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
9日	<p>罹災証明書申請受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑罹災証明の受付段階で被害家屋の世帯状況が特定できていなかった ☑罹災証明書の様式が、支援に必要な情報の記載や取り扱いについて定まりきっていなかったため対応に苦慮した <p>罹災証明書に係る保健福祉部との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑被災者支援システムをうまく活用できていなかった <p>罹災証明関連業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事前に作成していた要項 ☑罹災証明関連のマニュアル整備
9日	<p>罹災証明の申請受付等今後の災害対応に関する打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明業務について課内で早急にマニュアルを共有した ☑業務の詳細な内容を検討できていなかった
10日	<p>罹災証明の発行業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑申請の受付方法が統一できていなかった
～14日	<p>罹災証明発行に係る判定基準の統一化、判定作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国・県からの通知、近隣自治体からの情報も取り入れた上で基準を決定 ☑円滑な判定作業（判定に係る見解の統一が困難、多数の疑義が生じる案件）

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
～21日 罹災証明の発行業務	<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明に関する事務分掌を明確化し、分業して発行業務を行った ☑発行業務の中で事務分掌が縦割りになってしまった
～31日 罹災証明の発行、窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> ●罹災証明、窓口対応について当初は戸惑ったが、マニュアル作成後はおおむね円滑に受付ができた

5.2.3.2 生活環境班 (生活環境課)

ごみ、災害廃棄物処理

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
8日 仮置場選定会議 (建設部、市民環境部)	<ul style="list-style-type: none"> ☑被害の全容が判明していない時点での「仮置場」の選定は、各施設の管轄課の管理上の都合で互いが敬遠してしまい、選定に時間を要した
9日 ごみの仮置場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ☑ごみの量が想定を大きく上回り、環境悪化、住民からの苦情を招いた
10日 災害廃棄物処理協議	<ul style="list-style-type: none"> ●仮置場から処理施設への搬出指示 吉田公園の災害ごみを環境センターへ運搬
11日 大浦災害ごみ仮置場におけるごみ搬入	<ul style="list-style-type: none"> ●地元自治会への協力依頼 ☑大規模被災の経験がなかったため、すべてのことが後手後手になった
～14日 災害ごみ搬入の受付・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●トラックを使用しての運搬 ☑人員不足により、交代、休憩などが円滑に行えず、熱中症で倒れる職員が出た ☑テント設営が遅れた ☑搬入者が集中すると指示する前に勝手にごみを置かれ、分別が徹底できなかった
～14日 大浦仮置場へ集約し、その他の仮置場は閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ●HP、ラジオ、チラシによる仮置場の周知 ●搬入台数の管理 ☑広報の徹底
～21日 災害ごみ仮置場のごみ撤去	<ul style="list-style-type: none"> ☑一般ごみの投げ入れなどが増えたため乱雑になった
～31日 ごみ仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ☑冷蔵庫の生ものなどの対策ができなかった 吉田仮置場でのごみ回収 ●業者委託による回収 ☑ユニック車両による職員の手作業では回収が追いつかず効率的とはいえない難かった 大浦災害ごみ仮置場の外部委託 ●7月29日より外部の事業者へ管理を委託したことで職員の負担が軽減された ☑災害ごみではないと思われるごみも見受けられた

衛生・防疫資機材調達

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
7日 被災状況及び災害廃棄物発生量の情報収集	
8日 消毒液の確保	
9日 消毒液作製	
防疫 (消毒) 業務の実施体制の調整等	<ul style="list-style-type: none"> ●宇和島保健所及び県健康増進課担当者との連絡調整 ☑消毒資機材の速やかな調達
11日 防疫活動	<ul style="list-style-type: none"> ☑被害地域が広範囲だったため、どの地域から防疫活動を始めるか決めかねた
～14日 消毒液の配布及び個別消毒の実施	
～21日 浸水家屋等の防疫 (消毒) 作業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ☑留守宅も多く、移動に時間を要し、予定数をこなせない場面があった

仮設トイレ設置・し尿処理

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
～14日 仮設トイレの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理課から設置依頼を受け仮設トイレを設置 (立間地区～鶴間～吉田支所)
～21日 浄化槽に流入した廃棄物の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ●被災経験自治体 (日田市) からの情報提供 ☑ノウハウ不足、業者不足により速やかな業務の実施ができなかった

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.3.1 調査班（税務課、納税課）

人的・家屋被害状況調査

検討すべき事項

- ▶ 調査項目等の理解不足により、調査結果に不備があり、再調査を行うことがあった。
- ▶ 被災家屋の調査結果と罹災証明発行との関連性についての認識が不足していたため、調査が不十分な状況も見受けられた。

対応策・改善策

- ▶ 家屋等の被害調査の結果は、罹災証明等の基礎情報となることから、災害の状況を踏まえた調査計画の立案や調査員に対する調査方法等の周知を図った上で調査を実施する。
- ▶ 対応する職員によって調査方法や判定等に差が生じないように、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（内閣府防災担当）等を参考にマニュアルの作成（罹災証明の発行も含む）等に努める。

罹災証明書の発行

検討すべき事項

- ▶ 被災者支援システムについて、職員の理解不足、入力情報が不明確等の理由から活用できない状況であった。

対応策・改善策

- ▶ 県と連携を図りながら、システムの見直しや運用に向けた研修等を実施する。



罹災証明書の発行に伴う被災状況・災害家屋調査に向かう職員
(新居浜市提供)

5.2.3.2 生活環境班（生活環境課）

ごみ、災害廃棄物処理

検討すべき事項

- ▶ まとまった公的用地がなく、仮置場の選定に時間を要したため、勝手仮置場が発生した。
- ▶ 災害廃棄物処理において、当初の段階で分別の徹底ができなかった。
- ▶ 災害廃棄物の仮置場について、人員不足による管理の不徹底が発生した。
- ▶ 夏場だったこと、交代要員の不足等もあり、熱中症になる職員が出るなど、負担が大きかった。

対応策・改善策

- ▶ 今回の災害対応を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時における「宇和島市災害廃棄物処理計画」（平成31年3月）を策定。
- ▶ 「宇和島市災害廃棄物処理計画」に基づき、候補地のリスト化や優先順位の検討を進め、速やかな仮置場の確保を行うことができる体制整備に努める。

- ▶ 仮置場の候補地におけるレイアウト案等について事前検討を行う。
- ▶ 仮置場の開設や分別の徹底等に関する啓発資料（チラシの様式等）について事前検討を行う。
- ▶ 庶務班が調整を図り、発災の初期の対応において緊急性の高い部・班へ職員を優先的に配置するなど、柔軟な体制を構築する。
- ▶ 業者との協定締結等に取り組む。

効果的な取組み等

- ▶ 「平成30年7月豪雨により発生した災害廃棄物処理実行計画」を策定し、計画的な災害廃棄物処理を実施した。
- ▶ 仮置場を確保した。当初設置した仮置場の敷地が狭く、すぐに満杯となったことから1.5次仮置場の確保等に対応した。
- ▶ 2次仮置場となった大浦仮置場にて、分別の徹底に向けて、区画割を実施した。



次々運び込まれる災害ごみですぐいっぱい

吉田町愛生寮跡地



大浦に災害廃棄物処理仮置場を設置。破砕や選別を行い、可能な限り再資源化を行った

大浦

5.2.4 保健福祉部

保健福祉部は福祉班として、避難所の開設及び要支援者の対応、避難所の運営支援など、避難住民へのサポートを行いました。要配慮者・要支援者の台帳整理や安否確認、情報発信、全戸訪問による情報収集などを行うと同時に、災害ボランティアセンターの開設・運営、災害弔慰金、生活再建支援金などに係る業務など、被災者の生活再建などについての相談窓口の役割を担いました。

また、保健班として避難所の巡回や戸別訪問で、被災者の健康状態や食環境、生活状況の確認などを行い、食中毒や脱水症予防を啓発するなど市民の健康管理に努めました。

5.2.4.1 福祉班（福祉課、高齢者福祉課、地域包括支援センター、生活支援課）

避難住民の情報収集・避難所開設

7月	実施事項（●有効であった対応・方法／ ☑できなかったこと・反省）
7日	<p>所管施設の避難所開設</p> <p>☑避難者名簿の作成が必要であることを認識しておらず対応できなかった</p> <p>避難所にて要支援者対応</p> <p>●机・畳等を使用し簡易ベッドを設置</p>
8日	<p>避難所事務対応、避難所夜間運営対応</p> <p>☑公用車が不足し自家用車を使用</p> <p>避難所の開設・運営支援</p> <p>☑速やかな避難所の設置、避難者への適切な対応</p> <p>☑避難スペースの区切りがなく、避難者のプライバシーの確保が十分ではなかった</p> <p>日赤奉仕団の炊き出し補助</p> <p>●必要人員の確保</p> <p>☑停電・断水中の吉田支所での慣れない作業で効率が悪かった</p> <p>☑水道が使えなくなっている範囲がわからなかったため、先発で用意した物品の中で水が不足した</p>
9日	<p>避難所の運営支援</p> <p>●地元体育館で地元職員が対応したことで、発災直後で戸惑いが大きかった被災者に安心感を与えることができ、その場の対応もスムーズにできた</p> <p>☑災害ごみの対応及び通常のごみ収集についての問合せが多数あった</p> <p>☑普段してもらっていることができるかどうかということも、防災ラジオで放送したほうがよかった</p>
～14日	<p>避難者支援のための職員体制整備、個別記録作成のルールづくり</p> <p>●大阪府北部地震を経験した豊中市にアセスメントに係る情報提供を求めた</p> <p>☑避難所へのアセスメントルールがなかった</p>

要配慮者の支援・避難

7月	実施事項（●有効であった対応・方法／ ☑できなかったこと・反省）
5日	<p>避難行動要支援者台帳の整理</p> <p>☑避難行動要支援者台帳の更新・マップ化等</p>
7日	<p>視覚障がい者に対する情報発信・安否確認</p> <p>☑事前に登録できている人にしか発信できなかった</p> <p>☑返信がなかった人への再確認が不十分</p>
9日	<p>聴覚障がい者に対する情報発信と支援・通訳</p> <p>☑被災状況を知りたかったが、道路の寸断で訪問できなかった</p> <p>緊急通報装置設置者の安否確認</p> <p>☑電話等の安否確認にとどまり、訪問による確認ができなかった</p>
10日	<p>全戸訪問開始</p> <p>支援包括担当者への安否確認の連絡</p> <p>●パソコンに入力されていた情報をもとにスムーズに連絡できた</p>
～14日	<p>独居者宅の訪問</p> <p>●ペットボトルに水を汲んで持っていった</p> <p>☑多くの水は運べなかった</p>
～21日	<p>戸別訪問</p> <p>●安否確認、物資配布、相談・助言等</p> <p>☑全体像の把握やできること、何をしたらいいかがわかりにくかった</p> <p>☑留守宅もあり状況が把握できない場合もあった</p> <p>☑臨時での対応のため、その場限りで以降の状態がわからなかった</p> <p>全戸訪問及び要配慮者訪問</p> <p>●宇和島保健所と連携した支援（協働）</p>
～31日	<p>三間地区の訪問</p> <p>●もみの木を拠点として、民生委員、自治会、保健師等との連携ができ、情報を得ることができた</p> <p>☑確認のみになり、ゆっくり話を聞くことができなかった</p>

ボランティアの要請・受入れ

7月	実施事項 (●有効であった対応・方法/ ☑できなかったこと・反省)
9日	災害ボランティアセンター開設 ☑センター開設場所の確保
10日	災害ボランティアセンター運営協力 ●担当職員の配置 ☑災害救助ボランティア支援本部の設置 ☑外部団体との連携及び関係各署へのコーディネート
～14日	ボランティア対応 ☑初動におけるボランティアの有効活用、対応 市社会福祉協議会にてボランティアを現地へ移送
～21日	災害ボランティアセンター連絡調整・輸送関係 ☑ニーズの把握
～31日	ボランティアの送迎 ☑段取りが悪く、ボランティアの人を待たせた



プライバシーの確保、快適性、エコノミー症候群の予防効果も期待される段ボール製の簡易ベッド
吉田公民館



全国から多くのボランティアが駆けつけ、避難者と協力しながら炊き出しを行った
吉田公民館

被災者の生活相談

7月	実施事項 (●有効であった対応・方法/ ☑できなかったこと・反省)
7日	電話、来庁者の災害相談窓口対応 ●ロビーに災害相談窓口を開設し情報収集 ☑相談内容に応じた他課へのつなぎ
8日	被災者支援に必要な物資の購入・手配 ●市地域防災計画により輸送班が定まっていたため、引継ぎ・依頼先が明瞭であった
9日	相談窓口業務 ●災害相談窓口でのワンストップ受付 ☑相談内容によっては各部署からの参集が困難であり、各部署に案内することが多く、窓口業務の人員が少なかった時期は対応が困難であった 支援物資の調達 ●商店ではなく卸業者に直接連絡することで調達は比較的容易となった ☑発災当初に参集できなかったため、卸業者の連絡先を知らない職員が市内商店を周り、物資が手に入らない非効率な業務を強いてしまった 災害弔慰金、災害見舞金、生活再建支援金等に係る事務 ●県・他市からの応援職員による窓口対応 ☑人手不足、知識不足
～14日	保育料減免に係る業務 三間・吉田地区への救援物資輸送 ☑停電中に洗濯物が輸送され被災者が困惑していた
～21日	吉田支所相談窓口 ●被災者に状況の聞き取りを行い、福祉的な相談支援に結びつけることができた ●災害対応経験のある応援職員の対応が有効 ☑他課の相談をつなぐのに、日々の内容が変化して対応に苦慮した ☑災害支援制度に対する知識不足
31日	戸別訪問 ●安否確認や困り事等の相談 ☑一時的な支援であり、できることに限りがある



市からの要請を受けて7月9日13時に災害ボランティアセンターが開設された

5.2.4.2 保健班（保険健康課）

保健活動

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	<p>避難所巡回（避難者の健康管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●参集後地区割を行い担当地区を巡回 ●高齢の避難者に対して寝具の確保や非常食を準備 ☑避難者の対応のみで、被災状況の確認や地区内の他の高齢者の確認はできていなかった <p>避難所巡回、避難者の健康状態確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ●LINEによる情報共有によって対応がスムーズにいった部分が多かった ☑避難所の状況が分からずに巡回したため、何か情報が得られる方法があれば良かった（人数は把握できていたが、行った時にはすでに誰もいない避難所もあった） ☑道路情報が錯綜していた <p>保健師に自宅待機を指示</p> <p>避難所巡回結果の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ●LINEでの指示・連絡が効果的 ☑作成済みの「保健活動マニュアル」を見ることができなかった
8日	<p>避難所巡回（健康調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康調査以外（被害の状況・物品の不足等）についても地域の方に状況を聞いた ☑災害義援金や床下消毒などについて市民から聞かれた際、答えることができなかった
10日	<p>避難所巡回（健康状態、食環境、生活状況の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所内の食環境の状況や備蓄食品の配布状況及び炊き出し現場の把握ができた ☑現状把握が遅れたため、必要物品の配布が遅れた ☑食環境の改善指導（食中毒予防）
10日	<p>避難者の健康調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●猛暑の中の訪問に配慮して、全戸訪問は連続とならないようシフトを組んだ ●手指消毒液の配布は喜ばれ、感染症予防に有効だった ☑早朝から受援体制を整えること
～14日	<p>避難所巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑避難者のニーズをつなごうとしたが、班はわかっても担当課がわかりにくく、受入れがよくないことが多々あった ☑避難所については、他課及び警察等他機関も多く巡回しており、連携が取れると来られる側の負担も少ない ☑地域の集会所等に避難している場合、情報がなくわからなかったケースがあった <p>避難所訪問、戸別訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チラシの配布・防災無線を活用した食中毒・脱水症予防の啓発 ●食事内容の啓発
～21日	<p>避難所巡回（健康相談、栄養食支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集配センターの支援物資を確認したことで、避難所の健康相談から必要食品を配布することができた ☑支援物資の把握が遅れ、食事バランスへの対応が遅れた ☑「避難者の栄養バランス」については、もっと早い時期から対応する必要がある
～31日	<p>避難所巡回（栄養相談等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所を巡回する中で、栄養バランス不足を補う食の物資を届けた

救護所の開設

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	DMAT隊との連携
8日	<p>医療機関への薬の問合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県医療救護活動要領の読み込みができていたため、情報伝達や医療ニーズについての対応判断ができた
9日	<p>DMATに同行し玉津地区を巡回</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海路から行政船で玉津上陸。DMATが救護所開設のアセスメントをしている間、避難所の状況把握やニーズ調査、健康状態の把握、高齢者の家庭訪問を実施 <p>透析患者の医療移送及び物資の移送</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連絡が入った後、速やかに行動を開始した ☑情報が整理できておらず、透析患者の移送に関しては医療機関の送迎と重複するなど、計画性に欠けた
11日	<p>吉田・三間地区への手指消毒液・マスク配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑地区別の配布作業に手間取った
12日	<p>保険医療調整会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難者向け医師相談実施の予定ができた ●早期支援につなげることができた
～14日	<p>手指消毒液の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会ごとに小分けし、状況を把握している自治会に配布を依頼した ☑効率よく配布できたとはいえない ☑大量に消毒液が余ってしまった

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.4 保健福祉部

検討すべき事項

- ▶ 障がい者等の安否確認において、避難行動要支援者台帳の整理が不十分なこと（連絡先が更新されていない等）により、確認に時間を要した。
- ▶ 要配慮者の避難状況等の情報の管理・共有方法を検討しておく必要がある。
- ▶ 各種の調査で避難所を巡回しており、避難者への負担となっていたことが懸念される。

対応策・改善策

- ▶ 避難行動要支援者台帳等の定期的な更新に努める。
- ▶ 大規模災害時には行政での対応は限界があることから、避難支援プラン等の検討や民生委員等との協力体制（共助を高める）を検討していく。
- ▶ 被災者に寄り添う視点から、避難所対応においては、地区の状況がわかる職員の配置等に努める。
- ▶ 災害時に、在宅の保健師や助産師、介護福祉士等の協力を得るため「災害時保健衛生活動への保健師等名簿」の登録を促し、民間の協力体制の確立を図る。

5.2.4.1 福祉班（福祉課、高齢者福祉課、地域包括支援センター、生活支援課）

避難住民の情報収集・避難所開設

対応策・改善策

- ▶ 平常時から避難所（設備含む）に関する情報発信に努める。

要配慮者の支援・避難

検討すべき事項

- ▶ 避難所（設備含む）の状況を知らないため、避難を控えた障がい者がいた。
- ▶ 発達障がい者（児）では、一般避難所に適応できないケースがあった。

対応策・改善策

- ▶ 障害特性を考慮した避難所運営を検討していく。

ボランティアの要請・受入れ

検討すべき事項

- ▶ 市とボランティアセンターの役割が明確になっていないため混乱が生じた。
- ▶ NPO等のボランティア団体との連携に混乱を生じた。

対応策・改善策

- ▶ 災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けて、社会福祉協議会と連携を図りながら、災害ボランティアセンター開設・運営マニュアルの定期的な見直しや訓練の実施等に取り組む。
- ▶ 行政では対応が難しい案件も、NPO等のボランティア団体で対応可能なことがあることから、被災者とボランティア団体をつなぐ中間支援組織の立ち上げに取り組む。
- ▶ 企業等の災害支援職員の制度を地域防災計画等に位置付ける。また、職員を派遣してくれる企業等に対してメリット等を明確にする。

効果的な取組み等

- ▶ 社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターを設置した。

被災者の生活相談

検討すべき事項

- ▶ 被災者支援システムの理解や入力方法等の周知が図られていなかったことから、十分な活用ができなかった。
- ▶ 災害見舞金の制度について、10日以内に治療を開始した人が対象となるが、この情報を理解していた住民は限られていたものと思われる。

対応策・改善策

- ▶ 研修会等の開催を通じて、各班・職員に対して、運用と利用方法の周知等に努める。
- ▶ 各種の支援制度について、日常から周知を図っていく。
- ▶ 国に対して現実的な観点からの見直しを要望していく。

効果的な取組み等

- ▶ 今回の災害より被災者支援システムの運用を開始した。罹災証明や訪問記録、各種災害支援制度の適用の可否等がシステムで入力・確認できる。

5.2.4.2 保健班（保険健康課）

保健活動

効果的な取組み等

- ▶ 避難所の健康調査の実施により、避難者の健康維持に努めた。地区出身の職員と同行することで、円滑に健康管理等を実施できた。

5.2.5 産業経済部

産業経済部は農林・調査班として、農地・農業用施設の被害調査、被災農家の相談業務、生活物資の調達や受入れ・搬送・供給を行い、商工観光班は災害関係補助金制度の検討や早期運用の実現、被災者無料入浴対応などを行いました。

また、水産班（水産課）は漁港施設の被害状況の把握・確認をしたほか、農林・調査班の応援業務や、給水班（水道局給水課）の応援業務を主に担当しました。

5.2.5.1 農林・調査班（農林課、国土調査課）

生活物資調達・受入れ

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	避難所への物資の供給 ●陸路が寸断されたため海上より輸送 ☑発災当日の物資（食料・飲料等）調達は困難であった ☑備蓄物資があっても鍵等の問題ですぐに使用できない避難場所があった
8日	物資の確保 ●NPOとの連携によるNPO保有物資（市にはない物資）の有効活用、不足物資の買い出し 物資の手配（備蓄倉庫等の課題） ☑丸山の物資保管場所が2階にあり、階段を使わなければ駐車場まで下ろせないため、車への積込みに時間と労力を要した ☑防災倉庫の鍵がその場所になく、支所まで取りに行かなければならないことがあった 物資の供給 ☑公民館単位等で配布を行っていたが、配分する人がいないところなどでは1人が制限なく持ち帰るなど偏りが出ている ☑物資の調達についても真に必要なものかどうかの選別が必要
9日	物資の調達 ●店舗に電話にて在庫確認・取置き要請し、店舗では受取りと決済のみとすることで時間を削減できた ☑地元の希望に基づき物資を手配したが、需要量の把握が難しく、注文が入るたびに同じ商品とその都度購入する結果となってしまう労力を要した ☑物資を購入に行くのにも市内に在庫がなく、地元からの要望に十分対応できなかった ☑現地が必要としているタイミングで物資を購入したが、発災10日程後になると支援物資として大量に入ってくるなど、大量の在庫を抱える結果となった
9日	物資搬送 ☑物資輸送車両がなく、遠方の公民館から確保しなければならなかった 物資供給 ●班編成が迅速に行われ、人海戦術により朝昼晩と可能な限り補給ができた ☑現場の状況が細部まで把握できておらず、補給の漏れた地域があった
10日	物資の確保（～21日）、生活用水用タンクの配置 ●不足物資購入のための事務の簡素化 ☑情報の取れない地域があった 物資供給 ●避難所などへ直接物資を供給できたため、迅速に供給できた 物資搬送 ☑送る側と受け取る側の連絡不足（物資の置き場所の確保）
11日	物資供給 ●炊き出しが届かないところへの食料の配布 ～21日 物資の確保
被害調査・被災農家相談	
7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
8日	災害現場確認
9日	農地・農業用施設災害調査 ☑農林被害の状況把握と対応 ☑被災農機具・機械・農地等の記録保存 ☑SNS等による情報対応
～31日	被災農家相談所開設 ●農水省からの職員派遣（常駐） ☑国・県に依存した対応、市が主体となること

5.2.5.2 商工観光班（商工観光課）

商工業関係の被害調査、補助・融資

7月	実施事項（●有効であった対応・方法／ □できなかったこと・反省）
～14日	災害関係補助金制度の検討 ●早期に災害支援補助制度の検討を進められたこと 被災者無料入浴対応 ●断水により、入浴できなくなった被災者に対して大変有効で好評であった □市外への被災者への無料入浴対応
20日～	豪雨災害による被害に遭い、市内宿泊施設を利用した方への補助制度の開始
～21日	災害関係補助金の運用 ●国・県・市、関係機関と連携した補助対象者への現地説明の早期実施



現地説明会開催に向けた国・県・関係機関との打合せの様子

5.2.5.3 水産班（水産課）

水産関係の被害調査・物資運搬・生活水の供給

7月	実施事項（●有効であった対応・方法／ □できなかったこと・反省）
7日	漁港施設の被害状況の把握 □所管する施設の応急対策と物資対策を同時に行うこと
8日	物資運搬業務 ●道路が通行止めとなり、孤立した地区への船による物資運搬 □飲用水の確保及び配布 □市内の備蓄物資の保管場所の把握
11日～	生活水の供給（～8月9日まで） 最大34箇所設置 ●活魚運搬車等による生活水の供給 □活魚運搬車で生活水を供給する際の衛生的な問題



漁港施設等の災害調査の様子



市内の水産卸業者の協力により生活用水等の輸送が行われた

喜佐方公民館



農地農業用施設等の災害調査の様子

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.5.1 農林・調査班（農林課、国土調査課）

生活物資調達・受入れ（水産班による応援業務を含む）

検討すべき事項

- ▶ 物資等の調達・供給について、計画が未策定であり、人員不足や役割分担の混乱等が生じた。
- ▶ 物資等の調達・供給への対応に追われ、課で実施すべき災害対応業務（農地等の被害状況の把握等）への対応が遅れた。
- ▶ 物資の受入側に職員がいないことで、一人が制限なく持ち帰るなどの事象が発生した。
- ▶ 避難所での配布方法等が定まっていないことから、余剰などが生じた。

対応策・改善策

- ▶ 物資等の調達や供給に関する運送業者との協定の締結を進める。※ヤマト運輸株式会社愛媛主管支店と「災害時における緊急物資輸送及び物資配送と拠点の運営に関する協定」を締結。
- ▶ 救援物資供給マニュアル、緊急物資調達及び配分計画等の策定を図り、効率的な実施方法や役割分担等を明確にしておく。
- ▶ 事前に物資集積所の候補地を抽出しておくとともに、物資集積所として利用する場合のレイアウト案等を検討する。
- ▶ 各地域における配送拠点等の検討を進めるとともに、配送拠点の運営方法等についても明確にしておく。

効果的な取組み等

- ▶ 協定を締結している企業等から効果的な支援を受けることができた。

被害調査・被災農家相談

検討すべき事項

- ▶ 災害査定や農家ヒアリング等において人員不足が生じた。
- ▶ 災害復旧工事に関する事務等において、件数が多く処理の遅れが生じた。
- ▶ 被災農機具等の補助に関する対応を実施してきたが、補助の対象となる物品や必要書類等が途中で変更となったため、被災農業者に不信感を抱かせた。



生活物資の調達や受入れ・搬送・供給を行った

5.2.5.2 商工観光班（商工観光課）

商工業関係の被害調査、補助・融資

検討すべき事項

- ▶ 災害関係の補助制度が、国・県・市からそれぞれ運用されるため、申請書類等の作成について、制度を理解している特定の職員が対応せざるを得ない状況となった。

対応策・改善策

- ▶ 他部署の補助制度等も含めて、情報共有を行うよう努める。
- ▶ 庶務班が調整を図り、発災の初期の対応において緊急性の高い部・班へ職員を優先的に配置するなど、柔軟な体制を構築する。
- ▶ 県や関係機関と連携を高め、補助制度等の情報共有体制の構築を図る。



農業経営相談所



補助対象者への現地説明会の様子

5.2.6 建設部

建設部は建設班・都市整備班・建築住宅班の3班に分かれて担当業務に従事し、建設班は道路や橋梁などの公共土木施設の被災状況把握と応急復旧対策などについて、都市整備班は仮設ポンプの設置や水路スクリーンのごみ撤去などについて、建築住宅班は市営住宅の被災状況確認と情報収集、応急住宅対策や仮設住宅に係る業務などを行いました。

5.2.6.1 建設班（建設課、技術管理室）

被害状況把握・応急復旧

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	<p>公共土木施設の被災情報及び浸水情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害状況時系列記録簿への入力情報により被災状況を確認 ☑吉田支所の職員が現場対応に追われ、本庁との連絡が取れず、吉田地区の被災状況の把握ができなかった
8日	<p>TEC-FORCE対応準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑被害箇所状況等の情報収集が困難であった <p>応急対応、他機関協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊への応援要請 ☑自衛隊の機能を最大限発揮できるための重機を速やかに確保できなかった <p>道路案内情報（通行止めなど）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地図（特大）に通行止めの情報を記載し、ホワイトボードに掲示 ●HPへの情報の掲載
9日	<p>電話・窓口対応（国・県・市道通行止め状況問合せ、土砂崩れ、道路・橋梁等被害報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通行止め・土砂崩れ箇所を描いた地図を作成して対応 ☑災害状況時系列記録簿をつけるべきであった ☑吉田へ行くための道路状況について、問合せの電話が多数あり、小字など位置関係がわからず、十分対応できなかった
10日	<p>電話対応（土砂置場についての問合せ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土砂置場の一覧 ☑一番近い置場をすぐに判断できなかった
11日	<p>災害報告に伴う現地調査</p>
～21日	<p>災害査定業務</p>
～31日	<p>災害査定写真撮影</p> <p>災害対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会による市道等の土砂撤去に対する費用負担方法の確立 <p>市道等の被災状況確認業務、市道等の土砂撤去依頼に対する対応業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早期の段階で土砂撤去を自治会で対応することを可と判断したことは大変良かった



公共土木施設の災害調査の様子

5.2.6.2 都市整備班（都市整備課）

下水道施設の被害調査・宅地内の土砂撤去

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
6日	<p>仮設ポンプの設置</p>
7日	<p>浸水箇所の情報収集、応急対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑一部の箇所で仮設ポンプの設置が遅れた <p>市内各所にある水路スクリーンのごみ撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクリーンのごみ撤去は、水路の流れを回復させ、浸水の解消に多少効果があった ☑市内各所のスクリーンを適宜回るための人員の確保ができなかった <p>大浦ポンプ場待機</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スクリーンのごみ撤去 ☑想定を超える降雨のため、ソフト対応では限界があった
8日	<p>被災箇所の情報収集</p> <p>被災箇所の対応</p>
～31日	<p>宅地内の土砂撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リエゾン（国交省）との協議で宅地内土砂の撤去が補助事業で可能であることの確認ができた



宅地内の土砂撤去の様子

5.2.6.3 建築住宅班（建築住宅課）

市営住宅の被害調査・応急対策、応急仮設住宅の建設・住宅の応急修理、公共建築物の復旧支援

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	市営住宅の被災状況確認 入居者からの問合せ対応 住宅が被害に遭った被災者に対する住宅支援 ☑詳細な被害状況の把握 ☑住宅被害が想定を上回り、支援策の周知、問合せへの回答が適切に行えなかった
8日	応急住宅対策 ●県作成の応急仮設住宅建設ガイドラインと候補地の事前選定 ☑各種制度の事前の理解不足 ☑シミュレーション不足
9日	被災住宅の修繕、確保に対する電話対応 ☑住宅の確保や修繕に関する制度への理解不足で、住民からの問合せに対し適切な回答ができなかった 被災した市営住宅の状況確認 ☑支所に市営住宅を管理する職員がいないため、支所職員に負担が生じた
11日	応急住宅対策 ☑借上げ型応急仮設住宅において、不動産会社へ制度の周知が行き届いていなかった
～14日	一時使用市営住宅の入居準備 ●応援職員に大変助けられた ☑被災地近く（吉田地区）の市営住宅を希望する人が多く、希望に沿えない例もあった 応急仮設住宅等ニーズ調査 仮設住宅建設地検討
17日～	応急修理業務対応 ☑被災住宅が想像を上回り、制度の理解不足もあって、被災者に対し適切な対応ができなかった
～19日	民間住宅の無償借用手続き ●被災者支援として民間住宅の無償貸与を受け、大変助けられた
～21日	被災した小中学校の状況調査

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.6.1 建設班（建設課、技術管理室）

被害状況把握・応急復旧

検討すべき事項

- ▶ 荒天時に被害状況の調査等に対応する必要がある、身の危険を感じるがあった。

対応策・改善策

- ▶ 職員一人ひとりが自らの安全を第一に調査等を行うこととする。

- ▶ 被害状況等の調査や交通規制の実施において民間の支援をスムーズに受けられる体制の整備を進める。

効果的な取組み等

- ▶ 通行止めの箇所について、速やかな対応が必要となり、職員にて迂回路の交通整理を実施した。ただし、さまざまな他の災害対応が求められる中で、職員を配置するのは問題がある。

5.2.6.2 都市整備班（都市整備課）

下水道施設の被害調査・宅地内の土砂撤去

検討すべき事項

- ▶ 被災箇所の現地調査にて、同じ箇所に各課が行く事例が見受けられた。

対応策・改善策

- ▶ 関係課の連携を図り、効率的な調査体制の構築を図る。

5.2.6.3 建築住宅班（建築住宅課）

市営住宅の被害調査・応急対策、応急仮設住宅の建設・住宅の応急修理、公共建築物の復旧支援

検討すべき事項

- ▶ 被災家屋の情報整理方法を明確にしておく必要がある。
- ▶ 仮設住宅等のニーズ調整の方法を明確にしておく必要がある。
- ▶ 民間賃貸住宅を活用した借上げ型仮設住宅の確保については、不動産業者等に制度の事前周知ができていなかった。

- ▶ 大規模災害時における借上げ型仮設住宅の確保に向け、不動産業者等に対して制度の周知を図り、協力体制の構築に努める。

- ▶ 県と連携を図りながら、事前に応急仮設住宅の建設候補地の抽出や配置計画の検討等を進める。

対応策・改善策

- ▶ 被災住宅の被害状況の管理・共有方法を検討する。

効果的な取組み等

- ▶ 借上げ型応急仮設住宅は建設型と比べて速やかな住宅確保が可能となった。
- ▶ 応急仮設住宅を補完するものとして、市営住宅の一時使用で対応した。

5.2.7 教育委員会

教育委員会は学校班と生涯学習班に分かれて従事し、学校班は教育施設の被害状況確認と復旧に係る業務として学校再開に向けた取組みや、子どもたちへの心のケアを行いました。また、生涯学習班は避難所開設・運営の一環として、避難所への物資輸送・配給や現地確認、外部からの訪問者の受入れ窓口などの業務を担当しました。

5.2.7.1 学校班（教育総務課、学校教育課）

被害状況把握・応急対策

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	学校の被害状況確認、児童生徒の安否確認準備 <ul style="list-style-type: none"> ☑現場が混乱している状態で情報提供を急がせ過ぎた ☑児童生徒一人ひとりの安否確認が遅れた ☑備蓄品を保管している教室の開錠に時間を要した 小中学校の被害状況を確認 立間地区の被害状況を確認し、要望を市へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ●実際に歩いて被災地を回り、記録として現地の様子を写真に残した
8日	教育施設の被害状況調査 <ul style="list-style-type: none"> ●避難所となっている学校の教職員との連携が図れた ●職員2名の派遣による避難所の運営支援（奥南小・玉津小） ☑現地調査に際し、車両の確保や道路状況の確認に時間を要した
11日	学校再開に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ●吉田町校長会との連携 ●仮設トイレの設置 ●市所有バスの活用（立間小児童の送迎）
～14日	学校再開に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ●教職員ボランティアの整理 ●宇和島市校長会との連携 学用品の供給に向けた取組み
～21日	教育施設の復旧 <ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊による防疫、グラウンド土砂撤去
～31日	子どもたちへの心のケアを計画 <ul style="list-style-type: none"> ●被災した学校へのスクールカウンセラーの派遣（県教委と連携） ●指導主事等による学習支援 ●吉田地区児童の高光小プールへの引率 2学期の通学の安全確保への取組み <ul style="list-style-type: none"> ●県バス協会との連携による通学バスの手配

5.2.7.2 生涯学習班（生涯学習課、文化・スポーツ課、人権啓発課）

避難所開設・運営

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
5日	避難所開設 <ul style="list-style-type: none"> ●LINEグループによる情報伝達 ●物資の確認を実施 ☑大規模災害になることを予見することができなかった
7日	漏電調査、事務所復旧作業、作品管理（温度・湿度管理） 避難所への物資輸送 各避難所の避難者数の集計・整理 <ul style="list-style-type: none"> ☑LINEによる各避難所からの依頼が集中し、処理に時間を要した 避難所の現地確認 <ul style="list-style-type: none"> ●巡回可能な避難所6箇所を保健師と回り、物資提供した ☑複数の避難所に行く予定であったが、交通規制により行くことができなかった
8日	避難所運営 <ul style="list-style-type: none"> ●避難者と協議し、今後の避難所運営のあり方を話し合うことができた ●避難者用の非常食、水、物品の仕分作業や案内表示を作成 ●体育館のホワイトボードを給水場所等の連絡掲示板として設置 ●小学校プールの水の有効活用（トイレ用、入浴の代用） ☑ボランティアの受入れ（個人的支援）の対応ができなかった ☑前任者が白紙に氏名と住所を記載した被災者名簿を作成していたが、様式化されていなかったため、正確な引継ぎができなかった ☑避難者の一時外出かどうかなど細やかな把握ができなかった

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / □できなかったこと・反省)	
9日 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●トイレ管理と給水車両からの水の確保を避難者とともに行うことができた 各避難所の避難者数や必要物資の把握 ●職員自ら避難所を訪ねて調査した □さまざまな質問や要望に十分に回答できなかった
10日 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●防災用タブレット端末を使用した情報共有 (避難者、物資) □安否確認に来られる家族への対応に時間を要した
11日 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊炊き出し班と栄養士、地元の協力で炊き出し支援を開始できた □物資配給を自治体代表者に限ることとしたため、混乱が生じた
～14日 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●安倍首相の避難場所訪問で避難者が元気づけられた □記者対応 (1日5件以上) を市長公室へ報告する時間が取れなかった 吉田公民館での避難所運営 ●最低限の環境整備は行っていたため、避難所環境に対する苦情は少なかった □今後の支援策等に関し、避難者等からさまざまな質問を受けたが、十分に回答することができなかった
～21日 避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●他県職員の派遣者支援がはじまり、避難所職員の負担軽減になった

主な検討すべき事項・対応 (改善) 策・効果的だった取組み等

5.2.7.1 学校班 (教育総務課、学校教育課)

学びの継続

検討すべき事項

- ▶施設そのものが使用できない場合の、児童生徒の学びの継続。
- ▶被災や復旧作業を原因とした一時的な教育環境の悪化に対して、その緩和・解消。

対応策・改善策

- ▶各学校、教育委員会が連携し、情報共有を行いながら、学びの継続に対応する。

効果的な取組み等

- ▶施設の使用ができない小学校においては、比較的被害の小さかった近隣の小学校に児童を輸送 (立間小→喜佐方小) し、合同での授業を実施した。また、中学校においては、出身地域の小学校に分散登校し、授業を実施した。
- ▶国・企業等の支援を積極的に受け入れ、スポットクーラーや簡易トイレの配置など、教育環境の改善に取り組んだ。
- ▶指導主事を学校へ派遣して復旧作業や学習支援を行い、児童生徒の学びの継続と教員の負担軽減に努めた。

5.2.7.2 生涯学習班 (生涯学習課、文化・スポーツ課、人権啓発課)

避難所開設・運営

検討すべき事項

- ▶指定避難所以外の集会所等に避難した避難者も多く、支援物資等の配送に混乱をきたした。
- ▶避難者の要望が、時間の経過に応じて「緊急性のあるもの、真に必要なもの」からそうでないものに変化した面があった。

対応策・改善策

- ▶職員配置や避難所運営責任者の明確化を図るなどの対応を検討する。
- ▶指定避難所以外の避難所への避難者の状況把握や支援物資等の手配に関するルール等を検討する。

- ▶避難者のニーズを踏まえつつ、供給する物資の基準等を検討する。
- ▶水産事業者や関係団体等との協定締結等を行い、必要に応じて海上輸送を実施する体制を構築する。

効果的な取組み等

- ▶地元職員が避難所運営に対応することで、避難者に安心感を与えることができた。ただし、各種の災害対応業務が集中する中で、自主防災組織等が中心となった避難所運営体制の検討を進めることが必要。

5.2.8 各支所

吉田・三間・津島の各支所では支所部として、管内の被害状況確認や情報収集、災害や断水、災害ごみなどに関する市民からの電話対応などを行いました。

5.2.8.1 吉田・総務班（吉田支所）

総務班

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	被害状況確認 <ul style="list-style-type: none"> ●自治会長、民生児童委員、人権対策協議会支部長との連携 ☑交通状況が困難なため、現地へ行くことができなかった 市民からの電話対応 <ul style="list-style-type: none"> ☑情報収集ができなかった ☑状況の確認が十分にできず、適切な対応ができないことがあった
8日	支所の排水・清掃作業 <ul style="list-style-type: none"> ●倉庫内排水作業等、バケツ連携作業によって効率が上がった ☑排水清掃用の特殊な作業道具が不足し、効率が悪かった 電話対応・避難者対応 <ul style="list-style-type: none"> ●各方面からの情報をホワイトボード等に記入し情報共有した
9日	総務係での電話対応 <ul style="list-style-type: none"> ●災害ごみ置場に関する指示板を作成し、問合せに対してすぐ案内することができた ●最新情報の町内放送（被災により放送が聞こえなかった方もいた） ☑遠方からの安否確認の問合せが多く、避難場所等の把握ができていないため対応できなかった ☑道路状況等、正確な情報が把握できなかった
11日	電話対応、緊急放送 <ul style="list-style-type: none"> ☑問合せに答えられないことが多かった
～14日	電話対応、緊急放送 <ul style="list-style-type: none"> ☑指示が次々に変わり混乱した
～21日	係内の清掃作業・台帳の復旧作業 <ul style="list-style-type: none"> ●係内での協力で作業分担ができた ●本庁福祉課からの応援があり復旧が短縮できた



河内川や立間川で流下能力を超えて河川が氾濫し、広範囲にわたって深刻な浸水被害が発生した
吉田支所



支所庁舎も浸水し、排水・復旧作業を行いながらの電話対応や避難者対応は混乱を極めた
吉田支所

5.2.8.2 三間・総務班（三間支所）

総務班

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
6日	三間支所部の運営（状況把握と対応） <ul style="list-style-type: none"> ●消防・三間方面隊との連携
7日	電話対応 <ul style="list-style-type: none"> ☑短時間で情報が変わるため、職員間での最新の情報が共有できていない部分があった 電話対応（災害・断水に関する問合せ多数） <ul style="list-style-type: none"> ●消防団本部分団と一緒に待機していたため、災害に関することはすぐに対応できた ☑断水については情報がなく、詳細を答えられなかった
9日	被災現場確認 <ul style="list-style-type: none"> ●連絡に応じて現場確認、通行止め等の対応 電話対応（災害・断水に関する問合せ多数） <ul style="list-style-type: none"> ☑情報整理・共有が不十分
10日	情報収集・現地確認・被害報告

5.2.8.3 津島・総務班（津島支所）

総務班

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
5日	被害状況の把握・整理及び対応（システム入力等） ☑参集職員の追加参集 ☑被害対応の把握及び整理 災害対策本部業務（津島支所） ☑災害箇所が多数にわたり、対応に時間がかかる場面があった
5日	気象災害情報及び被災箇所の収集 ☑参集職員の役割分担が曖昧であった
10日	被災箇所現地調査 ●早急な現場対応等により、2次被害の軽減が図れた

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.8 各支所

対応策・改善策

▶大規模災害時における支所の支援体制の検討に取り組む。

検討すべき事項

▶特定の職員が数日間泊まり込みで働く状況になり、健康状態が心配であった。

5.2.8.1 吉田・総務班（吉田支所）

検討すべき事項

▶支所職員自身が被災しており、参集メンバーが少ない状況であった。

▶支所の浸水被害、車両の浸水等が発生した。

5.2.9 水道局

水道局は給水班として、水道施設の被害状況把握・調査・情報収集を行いながら、水道の応急復旧に向けての修繕指示、応急給水所の開設や給水作業、給水所の保守などを担当したほか、業務班として、他自治体や自衛隊等による給水支援に関する情報の整理、市民への広報活動などを行いました。

5.2.9.1 給水班（給水課）

施設被害状況調査

7月 実施事項（●有効であった対応・方法／☑できなかったこと・反省）	
7日	水道施設の被害状況の把握・調査等、情報収集 南予水道企業団、吉田浄水場の被害状況の把握、情報収集 吉田地区方面への道路啓開情報の収集 ●掲示板による災害関係進捗情報の収集 ●壁貼り可能なホワイトボードシートの活用により、情報の共有がスムーズにできた ●早期に吉田地区へ給水車を送り込むことができた ☑水道被災状況を細部まで掌握することができなかった ☑事務所内で整理した情報を出先勤務者へ充分周知できなかった ☑給水車1台では、ピストン輸送を絶えず行っても需要に間に合わなかった
8日	水道施設の被害状況の把握 ●自己水源系の拡張による給水可能範囲の拡張に向けた準備
14日	試験通水の開始に伴う管路破損状況調査開始 ☑水量に限りがあり、作業範囲が限定された ☑一部の人員に作業負担が集中した

水道の応急復旧

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
7日	<p>御槇水源取水閉塞の復旧対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仮設配管による取水を行い、御槇地区の断水を回避 ☑断水の回避について、本局への連絡が遅れた
8日	<p>吉田：長谷、北小路の両水源で濁水解消。配水池への送水準備</p> <p>三間：被災を免れた浄水場からの配水範囲拡張を準備</p> <p>管路：被災管路の修繕、仮復旧作業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●吉田：取水ポンプを利用した濁水の排出により、短期間で浄水場を再稼働させることができた ●高申川横断給水管の仮復旧の目処が立った ☑雨の影響により、一部の水源、浄水場の復旧に取りかかることができなかった ☑三間：地元関係者との協議や作業人員の確保等に時間を要し、速やかに拡張作業に入ることができなかった ☑三間：降り続く雨の影響で、機能停止した浄水場の復旧が思うように進まなかった
10日	<p>三間：田川浄水場内導水管の修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑法花津、長谷、北小路、川之内、音地の各自己水源の復旧目処が立たない
11日	<p>吉田：法花津水源、配水池への充水を開始</p> <p>三間：迫目水源からの通水拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑今後の見通しについて市民からの苦情電話が増加したが、現時点では不明との対応をせざるを得ない状況が続いた ☑三間：濁水発生への警戒から、通水拡大の範囲は限定的なものとなり、作業に時間を要した
12日	<p>吉田：法花津配水池満水を確認</p> <p>仙台市水道局から技術支援に係る先遣隊到着</p> <ul style="list-style-type: none"> ●震災を経験した仙台市水道局から、応急復旧に関する的確なアドバイスを受けた
13日	<p>吉田：石城配水区、試験通水と漏水箇所の確認作業開始 ⇒ 8/14頃まで継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑人員が不足しており、一部の職員に過剰な負担を強いることになった
14日	<p>吉田：法花津配水区の試験通水開始 (13日深夜より) 通水範囲の漏水管路修繕</p> <p>吉田：長谷配水区、試験通水開始 ⇒ 8/14頃まで継続</p> <p>厚労省水道課から駐在職員到着</p> <p>三間：川之内配水区で通水再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験通水による漏水箇所調査 (生活水供給にも役立った) ●技術指導等を受けるとともに、応急給水活動の総指揮を松山市応援隊に委任することとなった ☑吉田：漏水が多く、この日の通水は一部のみに留まった ☑現地作業班の人員不足が続いた ☑効率の良い修繕ができなかった
15日	<p>三間：迫目、土居中配水区からの通水範囲を更に拡大</p> <p>仙台市水道局応援隊到着</p> <p>日水協県支部へ技術支援 (水道技術職員の派遣) を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通水復旧及び試験通水区域の漏水調査 (戸別首聴) で、技術支援を受けられた ☑三間：濁水発生への警戒から拡張作業が一時には進められなかった ☑日水協への支援要請を行ったが、形式、順序等手続が複雑だった
17日	<p>南予水道企業団での浄水場復旧対策会議を開催</p> <p>三間：音地配水区通水再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●愛媛県、厚労省、自衛隊、仙台市、横浜市、協力企業にて協議を行い、復旧計画の方向性を確認、全体での意思統一ができた
19日	<p>吉田：通水範囲拡張作業 (石城配水系)</p> <p>横浜市水道局応援隊からの技術支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災管路の調査方法について技術アドバイスを受ける。管路への土砂流入状況のカメラ調査に向けた調整 ☑横浜市応援隊からの指摘で管内への土砂流入の可能性に思い至る
22日	<p>三間：仮設浄水設備からの仮設配水管敷設工事開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道工事業者各社の協力が得られ、7者の分担作業により非常に短期間で敷設工事が完了

第5章

災害対策本部の対応と検証



日本水道協会、自衛隊、海上保安庁、ネクスコ西日本、四国整備局などにより応急給水支援が行われた
吉田公民館前



他自治体からも応急給水支援を受けた

水道の応急給水

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
7日	<p>応急給水所の開設</p> <p>吉田・三間地区での応急給水所設置 (吉田支所、三間中、道の駅みま、二名小)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県道迂回路を利用し、吉田支所へ給水車を配備できた ☑支所に多数の市民が殺到したため、吉田小への給水所開設を断念
8日	<p>応急給水活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支給する給水袋の複数回使用及び容器持参の呼び掛け ☑高齢者にも若い人と同じように持ち帰ってもらえなかった ☑情報伝達が不十分で、給水所の開設状況や以降の開設予定等について十分な説明ができなかった ☑通行止め箇所の把握ができず、目的地到着までに時間がかかった <p>応急給水所増設 (奥南小、喜佐方公民館前、JA玉津、告森集会所、基幹集落センター、畦屋三つ尾三叉路、吉田小)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管工事組合手配のトラックにタンクを積載し、飲料水を運搬、給水所の増設が可能となった
9日	<p>応急給水所の増設(畦屋三つ尾三叉路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑給水車及び人員不足のため、給水所の増設が捗らなかった
10日	<p>応急給水所の増設(告森集会所、基幹集落センター、二名小、吉田小)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援給水車が増えたことにより、応急給水所を増設できた
12日	<p>応急給水所増設 (JR吉田駅、南君東野積場、立間消防詰所前、白浦コミセン、河内上公民館、コスモスホール三間、隣保館、JR二名駅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援給水車が増えたことにより、応急給水所を増設できた ☑増設された給水所に対し、水道局職員だけでは人員が足りなくなりつつあった
14日	<p>大分県ボランティア派遣隊対応</p> <p>応急給水従事者雇用用務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道局OB、シルバー人材センターで人員を確保できた ☑人材の確保ができなかったため、当初は交代もなく長時間の作業となった ☑応急給水所人員の募集期間や、協力要請の範囲等をもっと拡充すべきであった
～31日	<p>給水作業、給水所設置・保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑自衛隊撤退後に給水所を引継ぐ対応に追われた

5.2.9.2 業務班 (業務課)

情報整理・広報・他機関要請

7月 実施事項 (●有効であった対応・方法 / ☑できなかったこと・反省)	
9日	<p>自衛隊からの給水車が3台到着</p> <p>新居浜市、四国中央市、高知市、徳島市、阿南市からの応援給水隊到着</p> <ul style="list-style-type: none"> ●応援隊の協力により、応急給水所への給水運送がほぼ滞りなく行えるようになった ☑応急給水関連業務に忙殺され、南予水道企業団及び技術支援隊による吉田浄水場の現地被災状況調査に参加できなかった
12日	<p>日水協支援隊到着(四万十市)</p> <p>日水協九州支部支援隊到着(大分市、佐伯市、日田市、諫早市、平戸市、天草市、菊池市、始良市、伊佐市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●給水課が被災箇所調査、応急復旧、通水区域拡張等の業務に従事した ●仙台市先遣隊2名に被災状況や水道局の体制等の実情をよくわかってもらった ●公設外給水タンクへの充水も可能となった
～21日	<p>情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑HP等での情報発信が不十分 (被害状況・通水状況・給水箇所情報等)
～23日	<p>日水協支援隊、九州支部から中四国支部へ交代</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本庁所属の水道局経験者が応援に入ったことで、技術関係の判断の多くを委ねることができるようになった



自衛隊の給水車が到着し給水所を開設した

吉田公民館

主な検討すべき事項・対応（改善）策・効果的だった取組み等

5.2.9.1 給水班（給水課）

施設被害状況調査

対応策・改善策

- ▶ 発災初期の対応において緊急性・専門性の高い部・班へ職員を優先的に配置するなど、柔軟な体制を構築する。

水道の応急復旧

検討すべき事項

- ▶ 水道局職員も被災しており、十分な参集ができない状況での対応となった。一部の職員は、夜間作業が続くなど、負担が大きくなった。

水道の応急給水

検討すべき事項

- ▶ 応急給水に対応する職員が不足するため、水道局のみでの対応は困難な状況であった。

対応策・改善策

- ▶ 給水所の設置箇所の事前検討など、応急給水に関する対応マニュアルを検討する。
- ▶ 事業者の所有する資機材等を有効活用できるよう、協定締結等に取り組む。

5.2.9.2 業務班（業務課）

情報整理・広報・他機関要請

検討すべき事項

- ▶ 発災から初動の過程で、市民への情報発信が不十分だった（被害状況・通水状況・給水箇所情報等）。

総括

今回の豪雨災害における市民の避難状況をみると、身近に危険を感じてから避難する方が多くを占めており、「避難勧告」によって避難した方は少ないことが明らかになりました。今後の災害に備え、市民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、「災害リスクを正しく知ること」及び「取るべき避難行動の理解促進」、「避難勧告等の発令された際は危機が迫っている」ことの周知、「出水期までに避難訓練を実施する」などの取組みを進めていくことが必要です。

また、避難行動の判断において重要な役割を担う気象情報や避難情報については、防災ラジオの更なる普及・活用に向けた啓発、伊達なうわじま安心ナビ、安心安全情報メールの登録促進、土砂災害警戒区域等の要配慮者を対象にしたテレビプッシュ・システムの配備促進など、さまざまな情報伝達手段の拡充に努めると同時に、ハザードマップの周知も取り組むべき重要な課題に挙げられます。

避難勧告等の発令状況については、市の平成28年9月改正の「避難勧告等の基準」との比較・検証を行うことで今後の課題等も見えてきました。7月5日の9時14分に「大雨警報（土砂災害）」が発表されていたにもかかわらず、「避難準備・高齢者等避難開始」は発令できていませんでしたが、「土砂災害警戒情報」等を踏まえ、6日の5時に津島町御槇、上槇、清満地区の土砂災害警戒区域等に「避難勧告」を発令。さらに7日7時の「記録的短時間大雨情報」の発表等を踏まえ、市内全域に「避難勧告」を発令しました。

しかし、7日の7時前後に吉田地区や高光地区等で災害が発生しており、より早い段階で、地域を分けて避難勧告を発令すべきであり、より強く市民の避難を促すために「避難指示（緊急）」の発令も検討すべきでした。

国の中央防災会議防災対策実行会議の元に設置された「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難移管するワーキンググループ」において、これまでの「行政主導の取組みにより防災対策を強化する」方向性を根本的に見直し、市民が自主的判断によって避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、市民主体の取組み強化による防災意識の高い社会の構築に向けた報告がまとめられました。それを受け、さらに令和3年5月の改正災害対策基本法による国のガイドラインに基づいた判断・伝達マニュアルの見直しを行い、より早く、適切な時期と範囲へ、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報の発令と伝達を目指します。

また、市職員を対象とするヒアリング等から市の対応状況について整理するとともに、今回の豪雨の教訓を今後を活かし、より大規模な災害にも対応できるよう、業務カテゴリーごとをチーム体制として被災者に寄り添った体制を構築することとしています。